

事業主、関係者 殿

(公社)神奈川労務安全衛生協会 小田原支部



労務管理・法令 オンラインセミナー

# 『職場におけるハラスメント関係指針』解説！

職場における パワーハラスメント対策 が

令和4年4月1日 ~ 中小企業の 義務になります！

(令和2年6月1日~大企業)

職場のパワーハラスメントについては、2016年の厚生労働省による実態調査やその後の「いじめ、いやがらせ」の相談件数の実態から、対策は喫緊の課題となっていました。このような状況の中、具体的対策として2019年労働施策総合推進法が改正され、「職場におけるパワーハラスメント防止対策」が事業主に義務付けられました。本セミナーでは、神奈川労働局雇用環境・均等部より講師をお招きし、職場におけるパワーハラスメントの対象内容、事業主の責務、労働者の責務など分かり易く解説いただきます。改正内容はパワハラのみでなくセクハラ、マタハラも含まれますのでそれらについての解説も含まれます。法遵守と共に健全な職場環境づくりにお役立てください。

## 記

1. 日 時 令和3年 7月26日(月) 15:00~16:30

2. 講習方法 オンラインセミナー (Zoom使用)

3. 講習内容

・ 講義 15:00~16:00

テーマ 「職場におけるハラスメント対策について」

講師 神奈川労働局雇用環境・均等部指導課 課長補佐 奥町 由美子 氏

・ Q&A 16:00~16:30 講師と視聴者との意見交換

4. 受講要件 神奈川労務安全衛生協会 会員

ネット接続可能なPCが必要となります。(Zoom使用、詳細HP参照)

5. 対象者 事業者、総務・人事労務担当者、その他関係者

6. 会 費 無 料

7. 申込方法 小田原支部HPからのNET申し込み、または下記の申込書に所要事項記載の上、7月13日(火)までにFAX送付お願いいたします。

(公社)神奈川労務安全衛生協会小田原支部 事務局

FAX 0465-24-5820 (TEL 0465-24-1753)

※ 当教育および修了者台帳に関する目的以外に個人情報を利用することはありません。

※ 申込み後の取り消しは、7月15日(木)までにお願い致します。

\*\*\*\*\*

## 労務管理講習会申込書 (7月26日)

事業場名 \_\_\_\_\_ 会員NO. \_\_\_\_\_

所在地〒 \_\_\_\_\_ 担当者 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_ メールアドレス \_\_\_\_\_

	氏 名		氏 名		氏 名
	フリガナ 氏名		フリガナ 氏名		フリガナ 氏名